

## 【富士宮市建設工事請負契約約款の一部改正について】

### 1 改正理由

公共工事標準請負契約約款 が改正されたため。

### 2 改正内容

(1) 発注者が催告によらず契約を解除することのできる要件の拡大（第 44 条関係）

受注者の役員、営業所の代表者その他経営に実質的に関与している者が、自己、自社又は第三者の不正の利益を図る等の目的をもって暴力団又は暴力団員を利用していると認められるときや、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用していると認められるとき等に発注者が直ちにその契約を解除できることとした。

(2) 災害復旧工事等における損害の負担について（第 29 条関連）

工事目的物の引渡し前に、不可抗力により工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、発注者が損害合計額のうち請負代金額の 100 分の 1 を超える額を負担することとされているところ、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする事とした。

(3) 公共工事の前払金の使途拡大特例措置について（第 36 条関連）

建設企業の資金繰りの円滑化及び適正な施工の確保等を理由として、公共工事の前払金については、材料費、労務費等の使途にのみ使用可能としているが、平成 28 年より、前払金全体の 25%を上限として「現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用」についても使用可能とする特例を措置している。この措置については、年度毎に更新しており、来年度においても延長することが決定されたため、当市の取扱いについても同様に延長することとした。